県南広域振興局長告示第33号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、夏川沿岸土地改良区(一関市)から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年7月23日

県南広域振興局長 平 野 直

1 就任

理事

遠 藤 賢 治 一関市花泉町油島字表谷地132番地2

佐藤文宜 ""字原前2番地

佐藤 多賀幸 " " 涌津字白浜185番地

千葉正吉 " " 112番地

高 橋 秀 典 " 水井字西狼ノ沢7番地

佐藤優 " " 字鴻ノ巣95番地1

2 退任

理事

遠 藤 賢 治 一関市花泉町油島字表谷地132番地2

佐藤文宜 ""字原前2番地

佐藤 多賀幸 " " 涌津字白浜185番地

千葉正吉 " " " 112番地

高 橋 秀 典 " 水井字西狼ノ沢7番地

千 葉 道 男 " " 字杉則106番地